**誓　　　約　　　書**

令和 　　 年 　　 月 　　 日

　愛媛県知事　中 村　時 広　　様

|  |  |
| --- | --- |
| 住　所 |  |
| 法人 | 商号又は名称 |  |
| 代表者氏名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |
| 個人 | 氏　名 | 　　　　　　　　　　　　　　　　　　㊞ |

　下記事項について、誓約いたします。

記

１　地方自治法施行令第167条の４の規定に該当しておりません。

２　愛媛県暴力団排除条例第２条に規定する暴力団及び暴力団員等ではありません。

３　購入した不動産を愛媛県暴力団排除条例第２条第５号に規定する暴力団事務所の用に供しません。

（裏面）

【参考】

　地方自治法施行令（抄）〔昭和二十二年政令第十六号〕

　（一般競争入札の参加者の資格）

第百六十七条の四　普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に次の各号のいずれかに該当する者を参加させることができない。

一　当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者

二　破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

三　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第三十二条第一項各号に掲げる者

２　普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一　契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二　競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三　落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

四　地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき。

五　正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

六　契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行つたとき。

七　この項（この号を除く。）の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

　愛媛県暴力団排除条例（抄）〔平成22年愛媛県条例第24号〕

　（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　(1)　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第77号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

　(2)　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

　(3)　暴力団員等　暴力団員又は暴力団準構成員（暴力団員以外の暴力団と関係を有する者であって、暴力団の威力を背景に暴力的不法行為等（法第２条第１号に規定する暴力的不法行為等をいう。）を行うおそれがあるもの又は暴力団若しくは暴力団員に対し、資金、武器等の供給を行う等暴力団の維持若しくは運営に協力し、若しくは関与するものをいう。）をいう。

　(4)　県民等　県民及び事業者をいう。

　(5)　暴力団事務所　暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。

（略）

　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抄）〔平成三年法律第七十七号〕

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

　一　暴力的不法行為等

　　　別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるものに当たる違法な行為をいう。

　二　暴力団

　　　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

　三　指定暴力団

　　　次条の規定により指定された暴力団をいう。

　四　指定暴力団連合

　　　第四条の規定により指定された暴力団をいう。

　五　指定暴力団等

　　　指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。

　六　暴力団員

　　　暴力団の構成員をいう。

（略）